東京電力株式会社

スマートメーター展開に伴う太陽光発電設備等の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。平素は当社事業にご理解,ご協力を賜り,誠 にありがとうございます。

当社は、平成27年7月より、受け持ちエリア全てにおいてスマートメーターが設置されたお客さまに対して、スマートメーターシステムを活用したサービスの提供を開始しております。

このたび、平成27年8月より開始しております、スマートメーターの展開に伴う太陽光発電設備等の 取り扱いについて、下記の通り取扱うことといたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

敬具

記

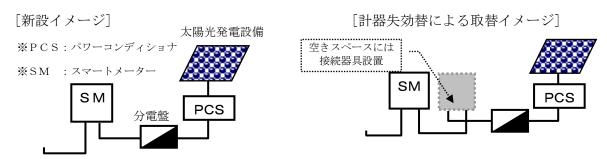
<太陽光発電設備等の購入電力量の計量>

従来、太陽光発電設備等を設置し、当社による電力購入をご希望される場合は、当社からお客さまへの供給電力量と、お客さまから当社が購入する電力量を別々の計器で計量する必要がありましたが、スマートメーターは双方向計量機能^{*1}を有することから、スマートメーター設置時^{*2}は<u>購入用計器の取付けは不</u>要となります(当社からの供給電力量の計量が不要となる定額契約の場合を除く)。

- ※1 双方向計量機能により供給用(順潮流)指示数と購入用(逆潮流)指示数を交互に表示します。
- ※2 組合せ計量器 (CT付計量器) の場合は、平成28年3月22日申込受付分からスマートメーターの設置対象といたします。スマートメーターを設置する場合、<u>当社からの供給電力量の計量が不要となる定額契約場合を除き、</u>購入用計器の取付けは不要となりますが、お申込内容により工事費の一部または全額について申し受ける場合があります。

(引き込み口配線工事および計器箱に関するお願い事項)

- 太陽光発電設備等を新たに設置し、平成 27 年 8 月 24 日以降に当社による電力購入のお申込みをいただいた場合は、**原則としてスマートメーターを設置いたします。**配線工事および計器箱等の設置にあたっては、1 計器の設置を前提とした工事の実施をお願いいたします。
- 既に購入用計器を設置しているお客さまがスマートメーターに取り替える際には、購入用計器は取外すこととなりますが、その空きスペースには当社で用意した接続器具を取付けます。



● 当社供給契約において計器未設置となる場合は、購入用計器としてスマートメーターを設置しますが、従来の配線方法と異なる点にご留意ください(計器電源側と負荷側の配線を逆に接続する必要はございません)。

(購入用計器工事費用の扱い)

平成27年8月24日以降にいただいている電力会社による電力購入の申込みについては、原則としてスマートメーターを設置するため、購入用計器の工事費用は申し受けません。ただし、当社供給契約において計器未設置(定額電灯等)となる場合は、購入用計器としてスマートメーターを設置するため、従来どおり、購入用計器工事費を申し受けます。

従来の配線方法	今後の配線方法	供給用計器	工事費申し受け
供給用 購入用 PCS	供給用·購入用 PCS	設置(余剰配線)	無
購入用 Wh PCS	購入用 SM PCS SMに接続する引込口配線は、電源側・負荷側を逆に接続しない	未設置 (供給契約が 定額電灯等の 全量配線)	有

以上